

「奈義町菜の花まつり2026」出店要項

1. 日時・出店場所

日 時：令和8年4月19日（日）※少雨決行

午前10時：販売開始 午後3時：販売終了 後片付け

出店場所：すぱーく奈義及び奈義町現代美術館周辺または那岐山麓山の駅

※出店場所は出店者会議により決定します。

搬入時間：午前8時～午前9時（予定）

搬出時間：午後3時15分～午後4時（予定）

※駐車場等については、後日指示します。

※車両の会場内への侵入は、搬入時間内及び搬出時間内のみに限ります。

（キッチンカーを除く）

※運営人員が少数のため、会場準備～販売終了後の会場片付けまでご協力ください。

2. 出店ブース仕様

・1ブースエリア テント半張（幅約2.7m×奥行約3.6m）

※1事業者につき最大2ブース（キッチンカーの場合は1台）までとします。

※机・椅子は実行委員会において準備しますが、数に限りがあるため、ご自身でお持ちの方は、なるべくご持参いただけますようご協力をお願いいたします。その他必要資材は各自持参してください。

※ガスは出店者側でご準備ください。

※電源が必要な場合は事前に実行委員会へ相談してください。（動力電源不可）

3. 参加資格・条件

- (1) 酒類、生ものの販売をしないこと。
- (2) 販売品について、食品衛生法その他法令を遵守していること。
- (3) 岡山県内に事業所を有する事業者であること。
- (4) 出店位置については主催者の決定に従うこと。
- (5) 出店者に起因する事故、盗難等については、当実行委員会は一切の責任を負わない。
- (6) 出店箇所とその周辺の清掃を随時行い、まつりの会場美化及びゴミの適正処理を行うこと。
（※町が指定する基準に従い分別すること）
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主催者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。

(8) 出店後は、売上を事務局へ指定様式により報告すること。

◆ 以下に該当する場合は、出店できません

- ・ 来場者の個人情報を収集することが目的とされるもの
- ・ 法令に反するもの
- ・ 広告宣伝を主目的として参加するもの
- ・ 政治的内容のチラシを配るなどの政治的行為、布教活動等を行うもの
- ・ その他、奈義町菜の花まつり実行委員会が認めないもの

4. 出店料

町内団体：1, 500円/ブース

町外団体：3, 000円/ブース

※ 1ブースまたはキッチンカー 1台の出店料となります。

※ 2ブース希望の場合は、町内団体 3, 000円、町外団体 6, 000円となります。

5. その他

- ・ 出店内容によっては、お断りする場合があります。
- ・ 応募多数の場合は町内出店者を優先し、抽選により決定します。
- ・ 3月中に奈義町役場において出店者会議を実施する予定としています。当日の配置等の調整をいたしますので、できるだけご参加いただきますようお願いいたします。
- ・ 出店者と来場者との間で発生した紛争等は当事者間で解決し、主催者は責を負いません。